

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号)

宇部市長 様

(新規 ・ 継続)

※記載例をよく読んで記入してください。

次のとおり、子育てのための施設等利用給付認定に係る認定を申請します。

〒

令和 年 月 日

保護者住所

※令和4年1月2日以降の転入の場合、前住所記入 (年 月 日転入)

前住所

代表保護者氏名

(Tel 父 -) (Tel 母 -)

Table with columns for Facility Name, Code, Recognition Hope Date, and Applicant Info. Includes rows for Nursery Children and Family Members.

該当する口にチェックをし、必要事項を記入してください。

Form sections for Single Appointment, Single Parent Case, Co-habitation with Disabilities, Recognition Type, and Reason for Care.

(裏面に続く) [R4.10改訂]

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。